



広島県報

定期
第12号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

国土調査の成果の認証(四件).....	(地域づくり推進室)	一
救急病院等の認定(二件).....	(医療対策室)	二
指定自立支援医療機関の指定.....	(障害者支援室)	二
保安林の指定(三件).....	(治山室)	四
保安林に指定した森林の所有者の所在不明.....	(〃)	五
道路の区域変更(四件).....	(道路河川管理室)	六
道路の供用開始(二件).....	(〃)	七
土地区画整理事業に伴う町区域の変更.....	(都市整備室)	八
公 告		
特定非営利活動法人の認証申請.....	(文化・県民協働室)	八
県営土地改良事業計画の樹立(二件).....	(土地改良室)	八
県営土地改良事業の工事の完了.....	(〃)	九
市都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(都市企画室)	九
換地処分.....	(都市整備室)	九
土地改良事業計画変更協議の適否決定(市町).....	(備北地域事務所)	九
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示.....		九
正 誤		
平成十五年三月十七日付け広島県報(定期)第二十号中.....	(住宅室)	一〇
広島県告示第三百五十八号の訂正.....		一〇
平成十六年四月一日付け広島県報(定期)第二十四号中.....		一〇
広島県告示第五百五十六号の訂正.....		一〇
平成十七年四月一日付け広島県報(号外)第六十五号中.....		一〇
広島県告示第五百二十六号の訂正.....		一〇

平成十八年四月一日付け広島県報(号外)第六十二号中
広島県告示第四百四号の訂正.....(〃).....一〇

告 示

広島県告示第四百一十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。
平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

豊田郡大崎上島町

二 調査を行った期間

平成十六年八月から平成十八年六月まで

三 成果の名称

豊田郡大崎上島町地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

豊田郡大崎上島町西野の一部

五 認証年月日

平成十九年二月六日

広島県告示第四百一十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。
平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

三次市

二 調査を行った期間

平成十五年五月から平成十七年三月まで

三 成果の名称

- 四 三次市地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
三次市布野町上布野の一部
認証年月日
平成十九年二月六日

広島県告示第四百十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 調査を行った者の名称
三次市

二 調査を行った期間

平成十四年十月から平成十七年三月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三次市布野町下布野の一部

五 認証年月日

平成十九年二月六日

広島県告示第四百四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 調査を行った者の名称
三次市

二 調査を行った期間

平成十五年五月から平成十七年三月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

- 五 三次市布野町戸河内の一部
認証年月日
平成十九年二月六日

広島県告示第四百四十五号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島大学病院	広島市南区霞一丁目一番三号	平成三十二年二月一四日	更 新

広島県告示第四百四十六号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
中山整形外科医院	広島市東区中山東一丁目五番八号	平成三十二年二月一四日	更 新
シラネ外科・胃腸科 医療法人社団柚木外科医院	広島市安芸区中野東一丁目二番一 九号 福山市神辺町川北九五四・四	平成三十二年二月一四日 平成三十二年二月一四日	更 新 更 新

広島県告示第四百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 病院又は診療所

薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
白金薬局	尾道市高須町一三八二一	育成医療・更生	平成一九年二月一日
とももり薬局	府中市元町五九一一	育成医療・更生	平成一九年二月一日
皿田薬局	府中市中須町一七六五	育成医療・更生	平成一九年二月一日
ヒトミ薬局	呉市安浦町中央五丁目一三五	育成医療・更生	平成一九年二月一日

名称	所在地	自立支援医療の種類	診療科目	指定年月日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	整形外科	平成一九年二月一日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	脳神経外科	平成一九年二月一日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	脳神経外科	平成一九年二月一日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	脳神経外科	平成一九年二月一日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	脳神経外科	平成一九年二月一日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	脳神経外科	平成一九年二月一日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	脳神経外科	平成一九年二月一日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	脳神経外科	平成一九年二月一日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	脳神経外科	平成一九年二月一日
尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七〇	育成医療・更生	脳神経外科	平成一九年二月一日

フレンド薬局	廿日市市宮園三丁目一三	育成医療・更生	平成一九年二月一日
ミブ薬局	山県郡北広島町壬生四三四四	育成医療・更生	平成一九年二月一日
中元薬局バルバ店	安芸高田市甲田町高田原一四三三	育成医療・更生	平成一九年二月一日
西宅味薬局	府中市府中町七四九一	育成医療・更生	平成一九年二月一日
サトミ薬局	府中市府中町一四二〇	育成医療・更生	平成一九年二月一日
賀茂セルム薬局	東広島市黒瀬町南方七九七一	育成医療・更生	平成一九年二月一日
セルム薬局	東広島市黒瀬町国近三三五九	育成医療・更生	平成一九年二月一日
有限会社中本薬局	三次市十日市中二丁目一三二二	育成医療・更生	平成一九年二月一日
グリーン薬局	三次市十日市東四丁目一	育成医療・更生	平成一九年二月一日
トータス薬局大竹店	大竹市本町一丁目四一五	育成医療・更生	平成一九年二月一日
フジ薬局	三原市宗郷三丁目三八	育成医療・更生	平成一九年二月一日
葦陽スナミ薬局	三原市須波西町二〇八五一	育成医療・更生	平成一九年二月一日
新家薬局	三次市十日市東五丁目一三三七	育成医療・更生	平成一九年二月一日
田中薬局	廿日市市大野原三丁目一	育成医療・更生	平成一九年二月一日
株式会社広島メディクス	呉市焼山中央二丁目九四〇	育成医療・更生	平成一九年二月一日
ももたろう薬局焼山店	呉市焼山中央二丁目九四〇	育成医療・更生	平成一九年二月一日
ももたろう薬局郷町店	呉市郷町六二七	育成医療・更生	平成一九年二月一日
玖波駅前薬局	大竹市玖波二丁目一三五	育成医療・更生	平成一九年二月一日
油見栄薬局	大竹市油見三丁目一九二〇	育成医療・更生	平成一九年二月一日
有限会社栄薬局	大竹市西栄二丁目一七	育成医療・更生	平成一九年二月一日

アロ―薬局呉店	呉市本通六丁目一四	育成医療・更生	平成一九年一月一日
瀬田薬局	廿日市市宮島町二二八二	育成医療・更生	平成一九年一月一日
岡田漢方薬局	安芸郡熊野町石神三三七	育成医療・更生	平成一九年一月一日
アロマ薬局古浜店	尾道市古浜町九 一二	育成医療・更生	平成一九年一月一日
アロマ薬局東新涯店	尾道市高須町四七五五 五	育成医療・更生	平成一九年一月一日
イヨウ薬局高須店	尾道市高須町五〇五六 一	育成医療・更生	平成一九年一月一日
大和薬局	三原市大和町下徳良一八九五 四	育成医療・更生	平成一九年一月一日
さくら薬局三原店	三原市宮浦六丁目六 三九	育成医療・更生	平成一九年一月一日
アロ―薬局能美店	江田島市能美町高田一五二九 二	育成医療・更生	平成一九年一月一日
日本調剤糸崎薬局	三原市糸崎三丁目四 三	育成医療・更生	平成一九年一月一日
さつき薬局	大竹市新町一丁目一 二五	育成医療・更生	平成一九年一月一日
廿日市上野薬局	廿日市市串戸一丁目九 四一	育成医療・更生	平成一九年一月一日
有限会社江本薬局	大竹市黒川三丁目一六 二〇	育成医療・更生	平成一九年一月一日
アロ―薬局東中央店	呉市東中央三丁目七 一五	育成医療・更生	平成一九年一月一日
ひので薬局病院前店	尾道市古浜町六 一五	育成医療・更生	平成一九年一月一日
ひので薬局	尾道市古浜町七 六九	育成医療・更生	平成一九年一月一日
ひまわり薬局	尾道市因島土生町二〇一六 三	育成医療・更生	平成一九年一月一日
有限会社スミヨシ薬局	呉市下蒲刈町下島一四八八	育成医療・更生	平成一九年一月一日
尾道市医師会訪問看護ステーション	尾道市栗原東二丁目四 三三三	育成医療・更生	平成一九年一月一日

広島県告示第四百八十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林を指定する。
 平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

呉市両城二丁目一 一の四三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

広島県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次の

とおり保安林を指定する。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

広島市安芸区阿戸町字香下田七二四、七二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字香下田七二四・七二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- (一) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (四) 立木の伐採の限度
 - 2 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林を指定する。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林の所在場所
 - 安芸郡坂町字徳地五一〇、字西側四四五三、四四五四
 - 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字徳地五一〇・字西側四四五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 四五四
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び坂町役場に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第五十一号

平成十九年二月十五日付け広島県告示第四百四十八号で指定した保安林の所有者及びその所

在が不明のため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を呉市役所の掲示場に掲示した。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所及び登記簿上の所有者

所 在 場 所	登 記 簿 上 の 所 有 者
呉市両城二丁目一〇一の四三	末永四郎、池田庄松、今井栄左衛門、石岡清右衛門、石井龜太郎、伊藤亮介、早川太一郎、早瀬彦五郎、新田禮藏、織掛龜太郎、沖本源助、奥田浅太郎、岡安吉、沖本嘉良九、小畑開次郎、越智清吉、若重捨吉、川口慶次郎、伊奈増次郎、加藤信吉、金川又吉、高橋孫平、高平四郎、高田三代吉、坪井與次兵衛、中村政藏、中村貞次郎、内田文次郎、演永浅之助、倉下益太郎、日下與一、山本信助、山本準一、山本嘉吉、松田初葉仙松、前田久太郎、江木豊吉、前野豊太郎、厚井四郎、青野貞助、結城政之助、宮崎喜代美、美堂徳藏、塩住次郎、下野馬吉、白井悦藏、和堂金助、廣藤唯次、檀和田傳太郎、平下清松、鈴木米助、末本清左衛門、平田才一、末永平次郎、秋山為助、川上雪藏、川田仙五郎、片岡龜次郎、中村権右衛門、渡邊勇次郎、久安濱太郎、岡戸喜三郎、原平吉、正岡利佐治、坂本市松、塩飽吉五郎、藤原松之助、大年兵作、内田吉吉、吉兼政吉、大串定吉、磯井源次、橋間久吉、炭田千吉、塩飽助治郎、新田常吉、中山為次、坂本多吉、東岩平、岡本房吉、右野秀吉、原田中衛門、二階堂貞次、濱田巴之助、小畑芳太郎、中村次作、佐伯政吉、菅波常次郎、宗岡壽一、堀本玉四郎、高島菊太郎、勝盛龍造、渡邊逸作、竹本傳吉、下久保卯吉、下久与吉、杉本米松、阪田依次郎、窪野貞太郎、野崎喜助、濱崎玉吉、隅谷吉藏、原喜代太、上野十助、石丸勝三郎、平山米次郎、矢野猶治、姫野弥四郎、友澤佐太郎、保田政吉、眞鍋藤七、砂本吉三郎、高山席吉、長谷川代八、伊藤藤吉、山本栄助、原光之助、中野上萬吉、龜岡福松、若本新平、小林逸作、村上助太郎、西原文六、樋口信吉、井上盛夫、村井米助、大村源次、金子平吉、澤井笹市、高橋増藏、濱道啓次郎、上原久松、福永秀太郎、鎌田孫八、谷村岩太郎、大友江竹松、平賀徳吉、染川豊吉、山本惣七、津久江竹松、竹森徳松、八東村房松、富永八助、西村源八、花岡友十、尾弥三郎、樽本吉徳、相田徳松、神田庄藏、木下弥一郎、脇坂徳太郎、下村廣吉、木村庄藏、吉本初次郎、友貞善兵衛、大石貞七、花岡友十郎、川口米藏、德井好太郎、尾久田増右衛門、宇根谷初次、中岡政吉、速水栄助、宮本主馬之助、平岡小太郎、沖野市太郎、近藤龍吉、今田文吉

広島県告示第百五十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類
 県道

二 路線名
 芸北大朝線

三 道路の区域

山本弥一、江木亀次、小松岩助、原田亀太郎、倉田兵三郎、清水竹三郎、西本堅左衛門、濱岡仁太郎、坪田栄太郎、角川新吉、梶田新助、植木寅吉、明日徳之助、朝田光藏、池田倉吉、橋本辰藏、橋本仁一郎、高田宇三郎、松本吉藏、新染川四郎、松重久吉、中島墨次、大石幾松、丸又藏、仁賀谷太郎、藤田芳五郎、小濱吉助、田尾千太郎、谷川源兵衛、有井源吉、水津惣三郎、田川若助、留井増吉、松若小吉、齊藤重松、小西信藏、村上寅次郎、篠原松藏、大森九郎、山本菊松、木原儀三郎、昆砂賀忠吉、久保逸次、川口鶴藏、沖中喜平、奥田菊藏、杉本寅吉、本田昇三

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 立木の伐採方法及び立木の伐採の限度について

区 間	新別	旧	延	備考
	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	長	
山県郡北広島町高野字毛地一八六番三地先から 山県郡北広島町高野字一口掛一二三番一地先まで	新	旧	延	備考
	四・五〇〇〇六	七・〇〇〇〇四	一・一六〇・〇〇〇	
	拡幅			

広島県告示第百五十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類
 一般国道

二 路線名
 三七五号

三 道路の区域

二 指定の目的
 三七五号

三 指定施業要件
 三七五号

区 間	新別	旧	延	備考
	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	長	
東広島市黒瀬町丸山字才野原一四一八番一地先から 東広島市黒瀬町丸山字才野原一三五九番三地先まで	新	旧	延	備考
	一四・五〇〇〇六	一八・四〇〇〇一	七六・五〇〇	
	拡幅			

広島県告示第百五十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類
 県道

二 路線名
 中野駅家線

三 道路の区域

区 間	新 旧		備 考
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
福山市加茂町字中野字国信三三八番一地从先から 福山市加茂町大字下加茂字合ノ坪一〇四九番一地从先まで	三・六〇〇	四四五・五〇〇	ダブルウェイ 解除不用物件 五〇メートル
	一〇・二〇〇	五二〇・〇〇〇	
福山市加茂町字中野字内堤二四七番一地从先から 福山市加茂町大字下加茂字合ノ坪一〇四九番一地从先まで	四・五〇〇	五二〇・〇〇〇	ダブルウェイ 解除不用物件 五〇メートル
	一・二〇〇	五二〇・〇〇〇	
福山市加茂町字中野字内堤二四七番一地从先から 福山市加茂町大字下加茂字合ノ坪一〇四九番一地从先まで	四・五〇〇	五二〇・〇〇〇	ダブルウェイ 解除不用物件 五〇メートル
	一・二〇〇	五二〇・〇〇〇	

広島県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
- 二 道路の種類
- 三 道路の種類

区 間	新 旧		備 考
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
三次市粟屋町二七四番一地从先から 三次市粟屋町一〇七番八地从先まで	三・一〇〇	七九一・〇〇〇	拡張
	四・一〇〇	七九一・〇〇〇	
三次市粟屋町一〇七番八地从先から 三次市粟屋町九九番一地从先まで	二・三〇〇	七八二・〇〇〇	拡張
	二・三〇〇	七八二・〇〇〇	
三次市粟屋町一〇七番八地从先から 三次市粟屋町九九番一地从先まで	二・三〇〇	七八二・〇〇〇	拡張
	二・三〇〇	七八二・〇〇〇	

広島県告示第百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道波佐芸北線	山県郡北広島町西八幡原字松谷六一九番九地从先から 山県郡北広島町西八幡原字松谷六一九番六地从先まで	平成十九年二月五日
	山県郡北広島町西八幡原字大浴六二二番一地从先から 山県郡北広島町西八幡原字大浴六三三番一地从先まで	

広島県告示第百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

区 間	新 旧		備 考
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
三次市粟屋町九九番一地从先から 三次市粟屋町字屋源谷四四番二地从先まで	三・五〇〇	三三四・〇〇〇	拡張
	四・四〇〇	三一九・〇〇〇	
三次市粟屋町字屋源谷四四番二地从先から 三次市粟屋町三六番一地从先まで	三・九〇〇	一七九・〇〇〇	ダブルウェイ
	四・〇〇〇	一七九・〇〇〇	
三次市粟屋町三六番一地从先まで	三・九〇〇	一七九・〇〇〇	ダブルウェイ
	四・〇〇〇	一七九・〇〇〇	

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七号	東広島市黒瀬町丸山字才野原一四一八番一地从先から東広島市黒瀬町丸山字才野原一三五九番二地先まで	平成一九年二月五日

広島県告示第五百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、東広島市の次の表の上覧に掲げる区域を同表下欄に掲げる町の区域に変更する旨、東広島市長から届出があった。

なお、この変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十九条の規定によって、平成十九年二月十六日から効力を生ずる。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

町	大字	字	上 欄		下 欄
			地 番	番	
西条町	西条	塔ノ岡	三三一の七	四七五の二の一部、四七五の一〇の一部、四七五の一五の五、五〇五の六、五〇六の七、五〇七の五、五〇八の七、五〇八の八及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部	西条本町
		御建	四五五の五に隣接する道路・水路である国有地の一部		
西条栄町		岡ノ上	一〇四〇の二の一部、一〇四一の一部、一〇四二の二の一部、一〇四三の一部、一〇四四の三、一〇四五の四、一〇四六の五、一〇四七の一部、一〇四八の六、一〇四九の九の一部、一〇五〇の二の一部、一〇五一の三の一部、一〇五二の八の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の一部		西条本町
西条本町			八五五の二の一部、八五五の三の一部、八五五の四の一部、八六〇の二の一部、八六〇の三の一部、八六〇の四の一部、八六〇の五の一部、八六〇の六の一部、八六〇の七の一部、八六〇の八の一部、八六〇の九の一部、八六〇の十の一部、八六〇の十一の一部、八六〇の十二の一部、八六〇の十三の一部、八六〇の十四の一部、八六〇の十五の一部、八六〇の十六の一部、八六〇の十七の一部、八六〇の十八の一部、八六〇の十九の一部、八六〇の二十の一部、八六〇の二十一の一部、八六〇の二十二の一部、八六〇の二十三の一部、八六〇の二十四の一部、八六〇の二十五の一部、八六〇の二十六の一部、八六〇の二十七の一部、八六〇の二十八の一部、八六〇の二十九の一部、八六〇の三十の一部、八六〇の三十一の一部、八六〇の三十二の一部、八六〇の三十三の一部、八六〇の三十四の一部、八六〇の三十五の一部、八六〇の三十六の一部、八六〇の三十七の一部、八六〇の三十八の一部、八六〇の三十九の一部、八六〇の四十の一部、八六〇の四十一の一部、八六〇の四十二の一部、八六〇の四十三の一部、八六〇の四十四の一部、八六〇の四十五の一部、八六〇の四十六の一部、八六〇の四十七の一部、八六〇の四十八の一部、八六〇の四十九の一部、八六〇の五十の一部、八六〇の五十一の一部、八六〇の五十二の一部、八六〇の五十三の一部、八六〇の五十四の一部、八六〇の五十五の一部、八六〇の五十六の一部、八六〇の五十七の一部、八六〇の五十八の一部、八六〇の五十九の一部、八六〇の六十の一部、八六〇の六十一の一部、八六〇の六十二の一部、八六〇の六十三の一部、八六〇の六十四の一部、八六〇の六十五の一部、八六〇の六十六の一部、八六〇の六十七の一部、八六〇の六十八の一部、八六〇の六十九の一部、八六〇の七十の一部、八六〇の七十一の一部、八六〇の七十二の一部、八六〇の七十三の一部、八六〇の七十四の一部、八六〇の七十五の一部、八六〇の七十六の一部、八六〇の七十七の一部、八六〇の七十八の一部、八六〇の七十九の一部、八六〇の八十の一部、八六〇の八十一の一部、八六〇の八十二の一部、八六〇の八十三の一部、八六〇の八十四の一部、八六〇の八十五の一部、八六〇の八十六の一部、八六〇の八十七の一部、八六〇の八十八の一部、八六〇の八十九の一部、八六〇の九十の一部、八六〇の九十一の一部、八六〇の九十二の一部、八六〇の九十三の一部、八六〇の九十四の一部、八六〇の九十五の一部、八六〇の九十六の一部、八六〇の九十七の一部、八六〇の九十八の一部、八六〇の九十九の一部、八六〇の百の一部		西条栄町
西条岡町	西条	御建	四七五の一〇の一部		西条岡町
		畠中	四一四の三九の一部		

西条本町	七三〇の二の一部、七三二の三の一部並びに八三七の二の一部、八四〇の九の一部、八四〇の九の一部、八四〇の十及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の一部	西条岡町
西条栄町	一〇四五の二の一部、一〇四五の三の一部、一〇四五の四の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部並びに一〇七九の四の一部、一〇八三の二の一部、一〇八四の三及びこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の一部	

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的	申請のあった 年月日
特定非営利活動法人広島県同胞生活相談総合センター	朴 徹	広島県広島市南区南蟹屋一丁目三番三〇号 朝鮮会館三階（総連広島市東支部内）	この法人は、在日コリアンが、民族文化継承活動などを通じて、地域住民たちとの交流を深めながら、共に手を取りあえる国際社会を築くとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。	平成一九年一月三十一日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定によって、庄原市所在の南地区営土土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十九年二月十五日から平成十九年三月七日まで

二 縦覧場所

庄原市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定によつて、庄原市所在の法京寺地区県営土地改良事業(区画整理事業)計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤田雄山

一 縦覧期間

平成十九年二月十五日から平成十九年三月七日まで

二 縦覧場所

庄原市役所

東広島市黒瀬町所在の三ツ池地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十九年一月三十日完了した。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、府中市から、備後圏都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤田雄山

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第一百三十三条第三項の規定によつて、東広島

都市計画事業西条駅前土地区画整理事業について換地処分の届出があつた。

平成十九年二月十五日

広島県知事 藤田雄山

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成十九年二月十五日から平成十九年三月七日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県備北地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九條第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しをを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月十五日

広島県備北地域事務所長 堂本雅彦

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
庄原市	三坂	区画整理事業	庄原市役所

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第15号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めらるるで、規則第9条第一項の規定により告示する。

平成19年2月15日

広島県公安委員会 委員長 高須 同 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P1465	告示の日(平成19年2月15日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRAクラセブン X	株式会社ニューベン 新井 徳司 (愛知県名古屋市中村区 烏森町三丁目56番地)	庄 回
6P1500	同上	同上	C.R.ク ンケンの ハンド Eプロハ TF5	株式会社平和 代表取締役 石橋 保彦 代馬取船生市広沢町二 丁目3014番地の8)	庄 回

正

誤

平成十五年三月十七日付け広島県報(定期)第二十号に登載の広島県告示第三百五十八号(広島県営住宅における平成十五年度の住宅)との家賃額及び近傍同種の住宅の家賃額の表の一部を次のように訂正する。

都市部都市事業局住宅室長

ページ	段	行	誤	正
一四	上	家賃額の欄の八	一〇五、六〇〇円	九五、七〇〇円
		家賃額の欄の後ろから二	七八、四〇〇円	九一、三〇〇円

平成十六年四月一日付け広島県報(定期)第二十四号に登載の広島県告示第五百五十六号(広島県営住宅における平成十六年度の住宅)との家賃額及び近傍同種の住宅の家賃額の表の一部を次のように訂正する。

都市部都市事業局住宅室長

ページ	段	行	誤	正
一八	下	家賃額の欄の後ろから七	一〇一、八〇〇円	九五、一〇〇円
		家賃額の欄の二一	七七、九〇〇円	九一、七〇〇円

平成十七年四月一日付け広島県報(号外)第六十五号に登載の広島県告示第五百二十六号(広島県営住宅における平成十七年度の住宅)との家賃額及び近傍同種の住宅の家賃額の表の一部を次のように訂正する。

都市部都市事業局住宅室長

ページ	段	行	誤	正
一〇	下	家賃額の欄の一	一〇四、一〇〇円	九四、四〇〇円
		近傍同種の住宅の家賃額(最高額)の欄の一	一〇四、一〇〇円	九四、四〇〇円
		家賃額の欄の後ろから五	八四、〇〇〇円	九一、〇〇〇円
		近傍同種の住宅の家賃額(最高額)の欄の後ろから五	八四、〇〇〇円	九一、〇〇〇円

平成十八年四月一日付け広島県報(号外)第六十二号に登載の広島県告示第四百四号(広島県営住宅における平成十八年度の住宅)との家賃額並びに公営住宅にあっては近傍同種の住宅の家賃額及び改良住宅にあっては法定限度額)の表の一部を次のように訂正する。

都市部都市事業局住宅室長

ページ	段	行	誤	正
一九	下	家賃額の欄の後ろから九	一〇〇、三〇〇円	九三、七〇〇円
		近傍同種の住宅の家賃額(最高額)の欄の後ろから六	一〇〇、三〇〇円	九三、七〇〇円
二〇	上	家賃額の欄の二一	八三、四〇〇円	九〇、三〇〇円
		近傍同種の住宅の家賃額(最高額)の欄の二一	八三、四〇〇円	九〇、三〇〇円